

「田子の浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法第61号）第24条第1項の規定により、「田子の浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年4月1日付公示第3号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和8年5月20日

清水税関支署長 川瀬 賢一

記

「田子の浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について」（平成17年4月1日公示第3号）の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この公示は、令和8年5月30日から施行する。

田子の浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について（平成17年4月1日公示第3号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所			1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所		
外国往来船	交通経由場所		外国往来船	交通経由場所	
(1) [省略]	[省略]		(1) [同左]	[同左]	
(2) <u>富士ふ頭1号、6号及び5号岸壁にけい留する船舶</u>	[省略]		(2) <u>富士ふ頭1号及び5号岸壁にけい留する船舶</u>	[同左]	
(3) [省略]	[省略]		(3) [同左]	[同左]	
2. 貨物の積卸場所			2. 貨物の積卸場所		
場所の名称	所在地	備考	場所の名称	所在地	備考
(1) [省略]	[省略]		(1) [同左]	[同左]	
(2) <u>富士埠頭1号、6号及び5号岸壁</u>	[省略]		(2) <u>富士埠頭1号及び5号岸壁</u>	[同左]	
(3) [省略]	[省略]		(3) [同左]	[同左]	